

北名古屋市監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和元年11月18日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

特定非営利活動法人アット・ユア・ホームひよっこ（以下「ひよっこ」という。）及び株式会社ワンネス（以下「ワンネス」という。）における財政的援助に係る出納その他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月2日から令和元年9月27日まで

3 監査の概要

当該監査対象団体（ひよっこ及びワンネス）を所管している福祉部児童課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した結果において、児童課、ひよっこ及びワンネスの当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部においては是正を要する事項が見受けられたが、その都度、

関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（ひよッココ及びワンネス）の概要及び補助金等並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体の概要

＜特定非営利活動法人アット・ユア・ホームひよッココ＞

ア 法人設立年月日

平成24年12月3日

イ 事業の目的

命なるものを大切にし、人と生き物・人と自然・人と人との「共存」を基本とし、子どもの主体的な学びと自律的な成長を支援する生涯教育、まちづくり等に関わる事業を行い、豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とし、保育事業、地域における子どもの健全育成に関わる講演会、体験講座、イベント等を行っている。

なお、平成30年10月に、運営する小規模保育事業及び認可外保育所のうち、認可外保育所の事業主体をワンネスに変更した。

＜株式会社ワンネス＞

ア 法人設立年月日

平成30年10月1日

イ 事業の目的

特定非営利活動法人では対応できない多様な事業に取り組むため設立し、平成30年10月から、ひよッココが運営していた認可外保育所の事業主体となった。

(2) 補助金及び負担金

ア 根拠法令

(ア) 子ども・子育て支援法（小規模保育事業）

(イ) 北名古屋市認可外保育所事業補助金交付要綱（認可外保育所）

イ 助成の推移と種類等

施設設置者 (施設の種類)	ひよッココ (小規模保育事業 A型)	ひよッココ (認可外保育所)	ワンネス (認可外保育所)
施設名称	宮前ひよこ園	キッズハウスひよッココ	キッズハウスひよッココ
助成の種類	負担金	補助金	補助金
平成30年度	24,632,740円	3,974,400円	5,133,600円
平成29年度	27,856,140円	9,825,600円	—
平成28年度	23,996,800円	9,105,600円	—

施設設置者 (施設の種類)	ひよっこ (小規模保育事業 A型)	ひよっこ (認可外保育所)	ワンネス (認可外保育所)
平成 27 年度	—	10,854,000 円	—
平成 26 年度	—	11,817,600 円	—

※ ひよっこは、平成 30 年 9 月まで認可外保育所を運営。

※ ワンネスは、平成 30 年 10 月から認可外保育所を運営。

(参考) 令和元年 7 月に、認可外保育所「キッズハウスひよっこ」は、名称を
「沖村ひかり園」に変更し沖村地区へ移転した。

(3) 監査の結果

＜特定非営利活動法人アット・ユア・ホームひよっこ及び株式会社ワンネス＞
市への提出書類や契約書について、字句の誤りや記入漏れがあった。

＜所管課：児童課＞

市が受領する書類について、記入内容を確認し適正な指導をすること。

意 見

＜所管課：児童課＞

感染症対策のため、学校保健安全法施行規則に基づき取扱いをしていることについて、規定するよう検討されたい。